

令和2年第2回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和2年8月28日
開会 午後1時40分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について
日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に伴う申出について
日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第6 議案第2号 現況証明願いについて
日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の移転について
日程第8 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

3 出席委員（16名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
3番	砂原一夫君	4番	岩田博教君
5番	渡邊修君	6番	武田政一君
7番	植田市子君	8番	壽見義忠君
9番	長谷川保君	12番	木原関治君
13番	夏野善徳君	14番	柳澤路子君
15番	平石栄司君	17番	佐藤雅広君
18番	田中賢治君	19番	石田哲夫君

4 欠席委員（3名）

1番	平野道教君	2番	那須信利君
16番	竹村勉君		

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第2回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、16名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、3番砂原委員、4番岩田委員の両名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） 本日の欠席委員でございますが、平野委員、竹村委員より届け出がございます。

次に遅刻でございますが、那須委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第9までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出がありましたので、報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき農用地の利用権設定等の調整申出書の提出がありましたので報告いたします。

なお、詳細については調整委員より説明いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番について、佐藤委員をお願いします。

○17番（佐藤雅広君） 1番の売買ですが、継続をお願いします。

○議長（千葉好弘君） 1番については、継続ということであります。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次に2番について、渡邊委員をお願いします。

○5番(渡邊修君) 以前、利用していた認定農業者の●●●●さんに借りていただくことになりましたので、よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) 2番については、調整成立ということでもあります。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは3番に進みます。3番につきましては、夏野委員をお願いします。

○13番(夏野善徳君) 3番ですけども、利用調整では不成立となりましたので、続いてあっせん事業の方に移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) 3番につきましては、あっせん事業に移行ということでもあります。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは4番につきましては、壽見委員をお願いします。

○8番(壽見義忠君) はい、継続で。来月報告できるとしますので、よろしくをお願いします。

○議長(千葉好弘君) 4番については、継続ということでもあります。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、議案の方に入りたいと思います。

(庶務係長「報告3号」と呼ぶ)

はい、それでは報告第2号は終了いたします。

日程第4、報告第3号農地移動適正化あっせん事業に伴う申出について、事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に伴う申出について、このことについて次のおりあっせん申出書の提出がありましたので報告いたします。

なお、詳細につきましてはあっせん委員より説明いたします。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは調整委員より調整内容の説明をお願いいたします。

1番につきましては夏野委員をお願いします。1番、2番だね、夏野委員をお願いします。

○13番(夏野善徳君) 1番、2番とも継続でお願いします。

○議長(千葉好弘君) 1番、2番について継続ということでもあります。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。

次に日程第5、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出がありましたので審議願います。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6、議案第2号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、議案第2号、現況証明願について、このことについて、次のとおり願い出がありましたので審議を求めます。資料は、総会資料1ページから8ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは担当委員より説明をお願いいたします。

1番、2番について壽見委員お願いいたします。

○8番(壽見義忠君) この畑、土地は長年使っていませんでしたので、雑木などが生えていて、以上で認めたと思いますので、よろしく願います。

(「2番も同じかな」と呼ぶ者あり)

そうですね。

○議長(千葉好弘君) 1番、2番について、ただいま壽見委員より説明がありましたけれども、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りします。1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第3号農用地利用集積計画の利用権設定の移転についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第3号、農用地利用集積計画の利用権設定の移転について、農用地利用集積計画により決定された事項について、紋別市より求められた集積計画の利用権設定の移転について議決を求めます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第8、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおり提出されましたので審議を求めます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めます。

資料につきましては、総会資料の9ページから16ページとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) それでは渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それでは説明いたします。

資料の9ページをご覧ください。●●●●さん所有の農地より、●●●●さんが砂利採取をするための一時転用です。10ページに対象地の位置図を付けております。少し小さいのですが、黒○印の部分が砂利採取の場所です。次に11ページに、対象地の付近見取図を付けております。次に12ページに、対象地の地番図を付けております。次に13ページから16ページまでが審査表となります。これに基づいて審査したところ
です。

始めに13ページの立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。次に14ページの一般基準ですが、事業実施の確実性などについて各項目ごとに審査したところ
です。次に15ページですが、こちらは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。次に16ページ中段の4の例外許可事由の該当状況ですが、農地を一時的な利用に供するものであり利用目的を達成するうえで必

要とし、農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼすおそれがないと認められるため、農地法施行令第1条第1項第1号に規定する例外許可事由に該当すると判断いたしました。

以上のことから5の総合判断として、許可相当であると判断いたしました。

また、今回の5条許可申請の審議後に、北海道農業会議へ意見徴収を行う事が必須となっております。その結果により、再度農業委員会において最終議決をするのが正規な手続きであります。多くの時間を要するため、農業委員会としては北海道農業会議から許可相当との、通知が届きましたら、会長専決にて許可書を交付する事としてよろしいか、併せてご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、担当委員から、何かご発言はございませんか。

富永代理。

○会長職務代理（富永克治君） 別にございません。

○議長（千葉好弘君） 富永代理、よろしいですか。

（会長職務代理「はい、よろしいです」と呼ぶ）

これより質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第9、決議案第1号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について、説明いたします。

本案につきましては、次のページに決議案、また資料の17ページ以降には決議を求める北海道農業会議及び全国農業会議所からの依頼文等を掲載してございますので、ご通読をお願いいたします。

依頼の趣旨につきましては、昨年、全国的に農業委員会での農地転用手続きに係る不祥事が重なったことを踏まえ、全国すべての農業委員会が法令順守や倫理観を高めるよう、農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議を総会時において実施すること、申し合せ決議や注意喚起の内容を総会議事録に残すことを求められております。

このことから、本市農業委員会においても、農地制度の厳正な執行を徹底し、綱紀の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせの決議を行うものでありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（千葉好弘君） はい、それではこれより質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

採決いたします。

決議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって決議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第2回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時01分 閉会